観音墓

お墓を承継する人がいない。家族が遠 方に居て帰ってこない。苗字を継ぐ人が いない。など、お墓を維持できない人、 お墓の建立がむずかしい人が増えていま す。

納骨規程 B による合葬|

ご遺骨を引取り後、適宜、観音墓 へ埋蔵いたします。

納骨規程Cによる合葬

ご遺骨を1年から12年間、骨壺の状態で、位牌堂内に安置し、個別の安置期間経過後は、観音墓へ埋蔵いたします。安置期間内であれば、ご遺骨と対面することができます。また、解約して引取ることもできます。

- ※規程は別紙申込書に記載しています。
- ●被納骨者(故人)のお名前等は管理者が保存管理する申込書にのみ記録され、記名板や記名塔などは作成いたしません。
- 合葬とは、骨壺からご遺骨を取り出して、 所定の土中に埋蔵することをいいます。
- ●埋蔵した場所には植樹することにより、人 が立ち入ることはありません。
- ●管理者が合葬しようとする場合は通知いた しませんが、合葬後に通知する場合がありま す。



- ■納骨料は一壺5万円です。(上限25万円)納骨規程Cで納骨される場合は、納骨料5万円に安置期間に応じた預かり料年額5千円が加算されます。
- ■納骨料は、申込時に前納していただきます。納骨後は管理費などの費用は不要です。
- ■納骨規程 B の場合、納骨後の解約はできません。納骨規程 C の場合は安置期間内であれば解約できます。ただし、解約した場合でも納骨料の返還はいたしません。